

吸収分割に係る事後開示書類

大和紡績株式会社（以下「承継会社」といいます）及びダイワボウホールディングス株式会社（以下「分割会社」といいます）は、令和元年11月7日付で締結しました吸収分割契約書に基づき吸収分割（以下「本分割」といいます）を実施しました。本分割に関する会社法第791条第1項第1号、同条第2項及び第801条第3項第2号並びに会社法施行規則第189条に基づく事後開示事項は、次の通りであります。

1. 本分割の効力を生じた日

令和2年1月1日

2. 分割会社における会社法第784条の2、785条、第787条及び第789条の規定による手続の経過

(1) 会社法第784条の2の規定による手続の経過

分割会社は、本分割が会社法第784条第2項の規定（簡易吸収分割）に該当するため、会社法第784条の2の規定による手続は行っておりません。

(2) 会社法第785条及び第787条の規定による手続の経過

分割会社は、本分割が会社法第784条第2項の規定（簡易吸収分割）に該当するため、会社法第785条の規定による手続は行っておりません。

なお、分割会社は新株予約権を発行しておりませんので、会社法第787条の規定による手続は行っておりません。

(3) 会社法第789条の規定による手続の経過

分割会社は、承継会社との間で本分割において重畳的債務引受を行っているため、会社法第789条の規定による手続は行っておりません。

3. 承継会社における会社法第796条の2、第797条及び第799条の規定による手続の経過

(1) 会社法第796条の2の規定による手続の経過

承継会社は分割会社の完全支配子会社であるため、会社法第796条の2の規定に定める請求はありませんでした。

(2) 会社法第797条の規定による手続の経過

承継会社は分割会社の完全支配子会社であるため、会社法第797条の規定に定める請求はありませんでした。

(3) 会社法第799条の規定による手続の経過

承継会社は、会社法第799条の規定に基づき、本分割に異議のある債権者は一定の期間内にこれを申し出るよう、令和元年11月22日に官報にて公告を行い、かつ知れたる債権者に対して個別催告を行いました。本分割に異議を述べた債権者はありませんでした。

4. 本分割により承継会社が分割会社から承継した重要な権利義務に関する事項

承継会社は、令和2年1月1日をもって、分割会社の自社の子会社であるダイワボウライフサポート株式会社に係る子会社管理事業並びに当該事業に付随する事業に係る資産を承継しました。これにより承継した資産は10百万円であり、負債は0円であります。

5. 本分割に係る変更の登記をした日

令和2年1月6日（予定）

6. その他本分割に関する重要な事項

該当事項はありません。

令和2年1月1日

承継会社 大阪府中央区久太郎町三丁目6番8号
大和紡績株式会社
代表取締役社長 齊藤 清一

分割会社 大阪府中央区久太郎町三丁目6番8号
ダイワボウホールディングス株式会社
代表取締役社長 野上 義博